

多文化共生社会の推進に関する要望

平成 1 8 年 1 1 月

多文化共生推進協議会

(群馬県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県・名古屋市)

多文化共生社会の推進に関する要望

現在の日本には、就労を主目的に来日した南米日系人を始めとして、多くの外国人住民が生活しています。また、少子高齢化により労働力人口が減少していく中、ASEAN諸国とのEPA（経済連携協定）推進等により、アジアを中心としてこれまで以上に外国人住民が増加することが予想されています。

こうした外国人住民は、我が国の経済活動を支える上で大きな力となっている一方で、労働、社会保障、医療、教育等の面で様々な課題も顕在化しています。

外国人住民が国籍を問わず個人として尊重され、基本的な生活条件が保障されるためには、こうした課題を早急に解決することが必要になっています。

こうした中、外国人住民が多く居住する市町村及び都道府県においては、在住外国人と日本人が互いの文化や考え方などを理解し、安心して快適に暮らせる地域社会（多文化共生社会）の実現を目指して、地域住民やNPO等と連携・協働して様々な施策に取り組んでいるところですが、根本的には出入国管理を始めとした諸制度を所管する国における積極的な対応が肝要です。

ついては、国において次の点について措置を講じられるよう求めます。

平成18年11月

多文化共生推進協議会

〔群馬県・岐阜県・静岡県・
愛知県・三重県・名古屋市〕

1 多文化共生社会を推進する国の体制の整備

- (1) 多文化共生社会を推進するための政策を企画立案し、総合調整を行う専担組織及び特命担当大臣を内閣府に置くこと。
- (2) 多文化共生社会推進に関する施策について、関係行政機関相互間の緊密な連絡を確保するとともに、総合的かつ効果的な推進を図るため、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚を構成員とする「多文化共生社会推進本部」(仮称)を設置すること。
- (3) 同推進本部において、政府の多文化共生の基本理念と施策の中長期的な方向性を示す「多文化共生社会推進大綱」(仮称)を策定すること。

【現状】

- (1) 現在、出入国管理、労働・医療、教育等それぞれについて担当省庁が分かれており、多文化共生社会を推進するための政策を企画立案し、総合調整を行う専担組織がない状況にある。
- (2) 外国人労働者を中心とする外国人受入れに関する諸問題を検討するため、「外国人労働者問題関係省庁連絡会議」が設けられている。
- (3) 多文化共生社会づくりに対する国民、企業の理解を高めるためには、国、地方自治体等が連携して取り組む必要があるが、多文化共生社会を推進する明確な方針(大綱)が存在しない。

2 外国人児童生徒等に対する教育の充実

外国人児童生徒の多様な教育の機会を保障するため、必要な制度的・財政的措置を行うこと。

特に、次の点について早急に措置を講じること。

- (1) 外国人児童生徒に対する教育についての基本的な方針を策定すること。なお、基本的な方針の策定にあたっては、次の点に留意すること。

外国人児童生徒に十分な日本語学習の機会を提供すること。

外国人児童生徒の教育を担う専任教員の配置の充実、資質の向上に速やかに取り組むこと。

- (2) 不就学児童生徒の状況を速やかに把握し、公立小中学校、外国人学校など、いずれかの教育関係機関等で教育を受ける仕組みを検討すること。

- (3) 外国人に対する偏見・差別意識を解消し、多文化共生についての理解を深める教育、啓発活動を推進すること。また、大学の教員養成課程で多文化共生の必要性を理解するための教育科目や指導方法等の教育科目の設置について検討すること。

- (4) 外国人学校に在籍する児童・生徒に対する支援等を講じること。

【現状】

- (1) 外国人児童生徒に対する日本語教育等の内容について、国の明確な指導方法が定められていない。
- (2) 日本語能力の低さや公立学校における学習についての十分な指導の機会に恵まれないことから不登校になる児童生徒が存在する。また、公立学校、外国人学校等のいずれにも在学しない不就学児童生徒が少なからず存在し、また、その実態を把握することができていない。

- (3) 現在、日本の学校教育では国際理解教育や異文化理解教育が総合的な学習の時間等において取り入れられているが、多文化共生教育を推進する国の指針が存在しない。
- (4) 外国人学校に通う児童生徒は、高い授業料、不十分な設備、奨学金制度が整備されていない状況の中で教育を受けている。

3 外国人労働者の適正な雇用の推進

- (1) 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針について、事業主への一層の浸透を図り、外国人労働者の適正な雇用の確保に努めること。
- (2) 在住外国人に対する就業支援事業の一層の拡充を図ること。
- (3) 業務請負の形態で働く労働者の社会保険加入の徹底を図るため、業務請負元の企業に社会保険加入を確認する義務を課すとともに、必要な措置を講じること。
- (4) 年金脱退一時金について、納付金返還適用期間の延長等を検討すること。また、年金通算二国間協定の締結を進めること。
- (5) 外国人労働者の就労等の実態調査等において、社会保険の加入状況等についても調査を行い、その実態を把握すること。
- (6) E P A（経済連携協定）等により、外国人労働者の受け入れを行う場合は、上記の対応に加え、保険・年金、教育等に係る制度の整備を事前に行い、地方自治体に負担がかかることのないよう十分配慮すること。
- (7) 外国人の不法就労を厳しく取り締まること。

【現状】

- (1) 請負と労働者派遣の区別に関する基準が厳正に適用されず、業務請負事業者及び派遣事業者の下で数か月の契約期間で就労する外国人労働者に対する使用者責任があいまいになっている例が多い。
- (2) ブラジル人を中心とした外国人労働者の多くは低熟練の現場作業に従事し、就業形態は請負・派遣などが多く、契約期間は概ね3か月以下と短いなど不安定な就労条件の下にある。

- (3) 社会保険についても、依然として多くの未加入者が存在する。
- (4) 年金通算協定を締結していない国から将来帰国することを前提に来日している外国人にとっては、保険料を支払うメリットが感じられない。
- (5) 毎年6月1日現在の外国人の雇用状況については、厚生労働省によりその調査が実施されているが、社会保険の加入状況は調査項目になっていないため、その実態を把握することができていない。
- (6) ASEAN諸国とのEPA推進等により、これまで以上に外国人住民の増加が予想されるが、受け入れのために必要な制度を十分検討し、事前に制度を整備することが必要である。
- (7) 20万を超える不法滞在者が存在すると言われており、そのほとんどが不法就労者と考えられる。そして、このことが外国人の正規就労者の不安定な就労条件をつくる一因となっている。

4 外国人登録制度の改正

- (1) 外国人住民の人権を尊重し負担軽減を図る観点から、目的を含め、外国人登録法の抜本的改善を図ること。
- (2) 外国人登録制度と住民基本台帳制度の将来的な一元化を図ること。

【現状】

- (1) 現行の外国人登録法は、外国人の居住関係及び身分関係を明確にし、在留外国人の公正な管理に資することを目的としている。
- (2) 現行の外国人登録制度は、外国人登録上の住所と実際に居住する住所が一致しない場合が多く、外国人に対する行政サービスの提供が困難となっている。また、外国人個人についての登録制度であるため、世帯全体を統一的に処理することができない。

5 外国人に対する災害情報提供体制の整備

日本語を母語としない外国人が多く在住していることを考慮し、災害時に多言語で情報を提供する体制を関係機関と連携し整備すること。

【現状】

日本語を母語としない外国人に対して、地震等災害時の津波警報や避難勧告といった緊急情報を効果的に伝達できる体制が確立されていない。

6 外国人犯罪人に対する引渡し条約の締結

日本国内で犯罪を犯した外国人の国外逃亡に関し、国は、被害者の感情を考慮するとともに、国民全体の不安感の解消を図り、また、一部の外国人犯罪者のために多くの善良な外国人住民が偏見等の差別的視点で見られることなく、引き続き友好的関係を維持するため、日本国において犯罪者を裁くことができるよう、ブラジル・ペルーをはじめ諸外国との間に「犯罪人引渡し条約」を締結すること。

【現状】

群馬県太田市での交通事故におけるペルー人容疑者や静岡県浜松市、湖西市で起きた交通死亡事故や強盗殺人事件のブラジル人容疑者が相次いで国外に逃亡したが、日本とペルー及びブラジルの間には「犯罪人引渡し条約」がないため、容疑者の身柄の引渡しを受けることができず、逮捕できていない。